

青森県報

第二千四百八号

平成十六年
十一月二十二日
(月曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

公 告

建設業者の許可の取消し

(青森県土
整備事務所)
： 一

右 同

右 同

右 同

右 同

右 同

右 同

右 同

出先機関

土地改良区の役員就任及び退任

(中南地方
農林水産
事務所)
： 三

道路の位置の指定

(十和田県土
整備事務所)
： 三

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十一月二十二日

一 商号又は名称 張間建築

二 氏名 張間 鎮八郎

三 主たる営業所の所在地 青森市千富町一丁目三の四〇

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一七五五二号

五 取消年月日 平成十六年十月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、

鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶

縁、建具、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年四月二十三日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。

このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 青豊サッシ工業

二 氏名 津田 豊

三 主たる営業所の所在地 青森市西滝二丁目三の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一〇〇二二六号

五 取消年月日 平成十六年十一月一日

六 取消しに係る建設業の許可

建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 坂本建設工業株式会社

二 代表者の氏名 坂本 憲昭

三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野二丁目四の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第一二六二号

五 取消年月日 平成十六年十月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る一般建設業の許可

平成十六年十月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社モリ興産

二 代表者の氏名 鈴木 巧

三 主たる営業所の所在地 八戸市南類家二丁目二五の七

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第三〇〇〇九三号

五 取消年月日 平成十六年十一月八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年十月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社大同建設

二 代表者の氏名 新山 明彦

三 主たる営業所の所在地 上北郡上北町大字大浦字井尻三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一五六四〇号

五 取消年月日 平成十六年十月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る一般建設業の許可

平成十六年十月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社ニイヤマ

二 代表者の氏名 新山 邦弘

- 三 主たる営業所の所在地 上北郡上北町大字大浦字外久根一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一一)第一三五二七号
- 五 取消年月日 平成十六年十一月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工、塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年八月三十一日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社坂本建設
- 二 代表者の氏名 坂本 重義
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡上北町大字大浦字立野九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一一)第八七七七号
- 五 取消年月日 平成十六年十一月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年九月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、杭止堰土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年十一月二十二日

中南地方農林水産事務所長 喜多山 秀 美

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
監 事	神 武雄	中津軽郡岩木町大字鼻和字岩井一〇四の	平成 一六・四・一退任
"	本田 寿光	"	一六・八・四就任
"	"	"	五二の一

十和田県土整備事務所告示第十号

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年十一月二十二日

十和田県土整備事務所長 清 藤 栄

位 置	延 長	幅 員	年 月 日 指 定
三沢市日の出二丁目九四 の一三〇四	五八・二〇メートル	六・〇〇メートル	平成 一六・二・九

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭